



熊本県公報

号外 第 7 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 22 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県くまモン活躍基金条例	(くまモングループ) 8
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 9
○熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 9
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 9
○熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 9
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 10
○消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例	(〃) 13
○熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例	(県政情報文書課) 22
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課) 25
○熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例	(税務課) 26
○熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 26
○熊本県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課) 33
○熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(高齢者支援課) 34
○熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例	(社会福祉課) 34
○熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例	(医療政策課) 34
○熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産業支援課) 35
○熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	(畜産課) 36
○熊本県国立農業大学校条例の一部を改正する条例	(農地・担い手支援課) 36
○熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例	(農村計画課) 37
○熊本県林業研究指導所条例及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(森林整備課) 37
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例	(都市計画課) 38
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(〃) 38
○熊本県建築基準条例の一部を改正する条例	(建築課) 40
○熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本縣市町村立学校職員給与に関する条例の一部を改正する条例	(学校人事課) 40
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 41
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 41

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県くまモン活躍基金条例

- 1 熊本県くまモン活躍基金(以下「基金」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。
- (1) 基金の設置について定めることとした。(第 1 条関係)
 - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第 2 条関係)
 - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。(第 3 条関係)
 - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第 4 条関係)
 - (5) 基金の運用について定めることとした。(第 5 条関係)
 - (6) 基金の処分について定めることとした。(第 6 条関係)

(7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第 7 条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項に係る人事委員会規則への委任規定を定めることとした。(第 8 条関係)

2 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

1 次の 2 条例について、学校教育法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。

(1) 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(第 2 条関係)

(2) 熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(第 4 条関係)

2 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報等の提供等に関する条例の一部を改正する条例

1 生活保護法における進学準備給付金が創設されたことに伴い、個人番号の利用に係る関係規定の整備を行うこととした。(別表第 1、別表第 2 関係)

2 その他規定の整理を行うこととした。(別表第 3 関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 帰住の定義に、職員が退職した場合を加えることとした。(第 2 条関係)

2 県外等に勤務する職員が、退職の日の翌日から 1 月以内にその居住地を出発し、生活の根拠地に旅行した場合に、当該職員に旅費を支給することとした。(第 3 条関係)

3 帰住に係る旅費の額は、赴任の例に準じて計算した額とすることとした。ただし、その額は、退職の日における在勤公署から県庁までの路程に応じて計算した額を上限とすることとした。(第 29 条関係)

4 その他規定の整理を行うこととした。(第 23 条、第 31 条関係)

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

1 新たに次の手数料を設けることとした。

(1) 設備の導入等に伴うもの【第 1 条関係】

産業技術センター分析、試験又は設計手数料(食品試験のうち食品分析及び機器分析に係るもの)(別表第 27 関係) 1,900 円ほか

(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴うもの【第 2 条関係】

ア 特定所有者不明土地に係る土地使用权等取得又は使用权設定土地に係る土地等使用权の存続期間延長の裁定申請手数料 27,000 円ほか

イ 特定所有者不明土地の取用又は使用に係る裁定申請手数料 27,000 円ほか

(3) 建築基準法の一部改正に伴うもの【第 4 条関係】

ア 用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る建築等許可申請手数料 120,000 円

イ 用途地域等における日常生活に必要な建築物の建築等に係る建築等許可申請手数料 140,000 円

ウ 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料 33,000 円

エ 既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請手数料 27,000 円

オ 既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請手数料 27,000 円

カ 興行場等への一時的用途変更許可申請手数料 120,000 円

キ 特別興行場等への一時的用途変更許可申請手数料 160,000 円

2 次の手数料の額を改定することとした。

- (1) 設備の更新等に伴うもの【第1条関係】
- ア 産業技術センター分析、試験又は設計手数料（別表第27関係）
1, 620円ほかから1, 850円ほかに改定
- イ 農業研究センター分析試験手数料（別表第28関係）
2, 590円ほかから2, 910円ほかに改定
- (2) 消費税率の引上げに伴うもの【第3条関係】
- ア 保健所食品検査手数料 1, 840円ほかから1, 870円ほかに改定
- イ 保健所診断書交付手数料 780円から790円に改定
- ウ 保健所証明書交付手数料 620円から630円に改定
- エ 輸出食品衛生証明書交付手数料 660円から670円に改定
- オ 保健環境科学研究所試験検査手数料（別表第1関係）
1, 300円ほかから1, 320円ほかに改定
- カ 保健環境科学研究所謄本交付手数料 760円から770円に改定
- キ と畜検査証明書交付手数料 630円から640円に改定
- ク こども総合療育センター診断書交付手数料
5, 180円ほかから5, 280円ほかに改定
- ケ こども総合療育センター死体検案書交付手数料
5, 180円から5, 280円に改定
- コ こども総合療育センター証明書交付手数料
2, 060円から2, 100円に改定
- サ 精神保健福祉センター診断書交付手数料 780円から790円に改定
- シ 精神保健福祉センター証明書交付手数料 620円から630円に改定
- ス 産業技術センター分析、試験又は設計手数料（別表第27関係）
1, 850円ほかから1, 880円ほかに改定
- セ 産業技術センター成績書複本、証明書又は鑑定書交付手数料
430円から440円に改定
- ソ 農業研究センター分析試験手数料（別表第28関係）
2, 490円ほかから2, 540円ほかに改定
- タ 肉用牛産肉能力直接検定手数料 640円から650円に改定
- チ 家畜保健衛生所検査手数料
1, 180円ほかから1, 200円ほかに改定
- ツ 家畜保健衛生所診断書等交付手数料 1, 080円から1, 100円に改定
- 3 次の手数料を廃止することとした。【第1条関係】
産業技術センター分析、試験又は設計手数料（化学及び物理試験のうち特殊物理化学試験に係るもの及び木竹試験のうち強度試験に係るもの）（別表第27関係）
- 4 建築基準法の一部改正に伴う規定の整理を行うこととした。【第4条関係】
- 5 この条例は、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める日から施行することとした。
- (1) 1(1)、2(1)及び3 平成31年4月1日
- (2) 1(2) 平成31年6月1日
- (3) 2(2) 平成31年10月1日
- (4) 1(3)、4及び7 公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日
- 6 所要の経過措置を定めることとした。
- 7 手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の関係規定を整理することとした。（附則第4項関係）

◇消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 消費税及び地方消費税の相当分を率方式で上乗せしている使用料等（いわゆる外税方式）の規定を含む次の6条例については、使用料等に乗じて上乗せする消費税及び地方消費税の相当分の率を「100分の8」から「100分の10」に改めることとした。
- (1) 熊本県財産条例【第3条】（第7条関係）

- (2) 熊本県港湾管理条例【第 4 条】(別表第 2、別表第 3 関係)
- (3) 熊本県道路占用料徴収条例【第 6 条】(第 2 条関係)
- (4) 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例【第 9 条】(第 4 条関係)
- (5) 熊本県天草飛行場条例【第 24 条】(第 17 条関係)
- (6) 熊本県流水占用料等徴収条例【第 25 条】(別表第 1 関係)
- 2 消費税及び地方消費税の相当分を含めた使用料等(いわゆる内税方式)の規定を含む次の 26 条例については、使用料等の額を消費税及び地方消費税の相当分を上乗せした額に改定することとした。
- (1) 藤崎台県営野球場条例【第 1 条】(別表関係)
4, 970 円ほかから 5, 060 円ほか改定
- (2) 熊本県漁港管理条例【第 2 条】(別表第 1、別表第 3 関係)
5 円 8 銭ほかから 5 円 17 銭ほか改定
- (3) 熊本県港湾管理条例【第 4 条】(第 6 条、別表第 1、別表第 4 関係)
2 円 48 銭ほかから 2 円 53 銭ほか改定
- (4) 熊本県病院事業の設置等に関する条例【第 5 条】(別表関係)
5, 180 円ほかから 5, 280 円ほか改定
- (5) 熊本県立学校体育施設の使用に関する条例【第 7 条】(別表関係)
390 円ほかから 400 円ほか改定
- (6) 熊本武道館条例【第 8 条】(別表関係)
2, 380 円ほかから 2, 420 円ほか改定
- (7) 熊本県立美術館条例【第 10 条】(別表第 1、別表第 2 関係)
270 円ほかから 280 円ほか改定
- (8) 熊本県身体障害者福祉センター条例【第 11 条】(別表関係)
880 円ほかから 900 円ほか改定
- (9) 熊本県有料駐車場管理条例【第 12 条】(第 4 条、第 10 条関係)
320 円ほかから 330 円ほか改定
- (10) 熊本県立劇場条例【第 13 条】(別表関係)
38, 880 円ほかから 39, 600 円ほか改定
- (11) 熊本県伝統工芸館条例【第 14 条】(別表第 2 関係)
10, 370 円ほかから 10, 560 円ほか改定
- (12) 熊本県立総合体育館条例【第 15 条】(別表関係)
1, 010 円ほかから 1, 030 円ほか改定
- (13) 熊本県野外劇場条例【第 16 条】(別表関係)
63, 450 円ほかから 64, 630 円ほか改定
- (14) 熊本県農業公園条例【第 17 条】(別表第 1、別表第 2 関係)
320 円ほかから 330 円ほか改定
- (15) 熊本県立装飾古墳館条例【第 18 条】(別表第 1、別表第 2 関係)
420 円ほかから 430 円ほか改定
- (16) 熊本県環境センター条例【第 19 条】(別表関係)
1, 290 円ほかから 1, 320 円ほか改定
- (17) 熊本県総合福祉センター条例【第 20 条】(別表関係)
8, 970 円ほかから 9, 140 円ほか改定
- (18) 熊本産業展示場条例【第 21 条】(別表関係)
1, 278, 720 円ほかから 1, 302, 400 円ほか改定
- (19) 熊本県立青少年の家条例【第 22 条】(別表関係)
680 円ほかから 690 円ほか改定
- (20) 熊本県総合射撃場条例【第 23 条】(別表関係)
380 円ほかから 390 円ほか改定
- (21) 熊本県流水占用料等徴収条例【第 25 条】(別表第 1、別表第 2 関係)
21, 600 円ほかから 22, 000 円ほか改定
- (22) 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例【第 26 条】(別表第 2 関係)
118 円 80 銭ほかから 121 円ほか改定
- (23) 熊本県一般海域管理条例【第 27 条】(別表第 2 関係)
118 円 80 銭ほかから 121 円ほか改定
- (24) くまもと県民交流館条例【第 28 条】(別表関係)
21, 170 円ほかから 21, 560 円ほか改定
- (25) 熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例【第 29 条】(第 2 条関係) 使用時間 10 分までごとに 250 円から使用時間 50 分までごとに 1, 350 円に改定
- (26) 熊本県博物館ネットワークセンター条例【第 30 条】(別表関係)
700 円ほかから 710 円ほか改定
- 3 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、4 の一部は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例

- 1 趣旨について定めることとした。(第 1 条関係)
- 2 熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に関し、必

- 要な事項を定めることとしたり、（第 2 条関係）
- (1) 審議会を組織するに当たって定めることとした。（第 3 条関係）
 - (2) 審議会の委員について定めることとした。（第 4 条関係）
 - (3) 審議会の会長について定めることとした。（第 5 条関係）
 - (4) 審議会の会議について定めることとした。（第 6 条関係）
 - (5) 特別委員について定めることとした。（第 7 条関係）
 - (6) 部会について定めることとした。（第 8 条関係）
 - (7) 審査請求に係る諮問事項の調査に際して、審議会の調査権限及び調査
 - (8) 審議手続等に於いて定めることとした。（第 9 条から第 15 条関係）
 - (9) その他審議会の運営に關し必要な事項の決定方法について定めることとした。（第 17 条関係）
 - (10) 罰則について定めることとした。（第 18 条関係）
- 3 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 5 審議会の設置に伴い、熊本県情報公開審査会を廃止するため、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）の關係規定を整備することとした。（附則第 3 項関係）
- 6 審議会の設置に伴い、熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会を廃止するため、熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）の關係規定を整備することとした。（附則第 4 項関係）
- 7 熊本県情報公開審査会並びに熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会の廃止に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第 5 項、附則第 6 項関係）
- 8 審議会の設置に伴い、熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）及び熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の關係規定を整理することとした。（附則第 7 項、附則第 8 項関係）

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 県内の市町村長その他の執行機関に対して県が本人確認情報を提供する事務として、次に掲げる事務を加えることとした。（別表第 1 関係）
 - (1) 市町村の条例による公営住宅法第 16 条第 1 項に規定する公営住宅の家賃の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
 - (2) 市町村の条例による地方公営企業法第 2 条第 2 項の病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
 - (3) 市町村の条例による学校、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与に係る債権の回収に關する事務であつて規則で定めるもの
- 2 本人確認情報を利用する県の事務として、熊本県病院事業の設置等に関する条例による同条例第 10 条第 1 項の使用料又は手数料の徴収に関する事務であつて規則で定めるものを加えることとした。（別表第 2 関係）
- 3 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

- 1 自動車取得税の廃止等に伴い、關係規定を整備することとした。（第 5 条—第 7 条関係）
- 2 平成 28 年熊本地震により被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限の特例を設けることとした。（附則第 3 項関係）
- 3 2 は公布の日から、1 は平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 法人県民税
 県民税の法人税割の税率は、100 分の 1 とする。ただし、平成 33 年 9 月 30 日までの税率については、100 分の 1.8（中小法人等に対しては、100 分の 1）とすることとした。（第 36 条、附則第 14 条、附則第 15 条関係）
 - (2) 自動車取得税
 自動車取得税に関する關係規定を削除することとした。（第 3 条、第 4 条、第 84 条—第 91 条、附則第 8 条の 2 の 2—附則第 8 条の 3 の 4 関係）
 - (3) 自動車税
 自動車税の環境性能割が創設されるとともに、現行の自動車税が自動車税の種別割とされたことから、關係規定を整備することとした。（第 3 条、第 6 条、第 23 条、第 99 条—第 109 条、附則第 8 条の 8—附則第 9 条の 2 関係）

- (4) 法人事業税
地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴い、法人事業税の税率の特例規定を廃止することとした。(附則第18条関係)
- 2 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正【第2条】
現行の自動車税が自動車税の種別割にされたことに伴う所要規定の整理を行うこととした。(題名、第1条―第5条関係)
- 3 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に精神障害者福祉を追加することとした。(第5条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 介護医療院の管理者が検体検査の業務を衛生検査所に委託する場合は、臨床検査技師等に関する法律施行規則等を準用することとした。(第33条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第33条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例

- 1 次のとおり8市町村について民生委員の定数を変更することとした。
- | | | | | |
|-----|---------|------|---|------|
| (1) | 八代市 | 325人 | → | 327人 |
| (2) | 水俣市 | 77人 | → | 78人 |
| (3) | 山鹿市 | 151人 | → | 153人 |
| (4) | 玉名郡長洲町 | 37人 | → | 36人 |
| (5) | 菊池郡大津町 | 57人 | → | 59人 |
| (6) | 菊池郡菊陽町 | 64人 | → | 67人 |
| (7) | 阿蘇郡南阿蘇村 | 33人 | → | 34人 |
| (8) | 上益城郡御船町 | 46人 | → | 47人 |
- 2 この条例は、平成31年12月1日から施行することとした。

◇熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 医療法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第7条関係)
- 2 医療法施行規則の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第3条、第4条、附則第2条、附則第5条の2、附則第7条の2、附則第8条の2関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(附則第4条、附則第5条、附則第6条、附則第7条、附則第8条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

- 1 使用料に乗じて上乗せする消費税及び地方消費税の相当分の率を「100分の108」から「100分の110」に改めることとした。(第5条関係)
- 2 使用料の額の範囲を改定することとした。(別表関係)
- | | | | | |
|-----|------------------------------|----------------|---|----------------|
| (1) | 化学試験・化学加工設備使用料の額 | 200円以上3,350円以下 | → | 240円以上3,690円以下 |
| (2) | 食品試験・食品加工設備使用料の額 | 50円以上5,300円以下 | → | 70円以上4,050円以下 |
| (3) | 機械試験・機械加工設備使用料の額 | 150円以上3,300円以下 | → | 140円以上3,470円以下 |
| (4) | 金属試験・金属加工設備使用料の額 | 200円以上3,950円以下 | → | 190円以上4,280円以下 |
| (5) | 木竹試験・木竹加工設備使用料の項目を削除することとした。 | | | |
| (6) | 電気試験・電気加工設備使用料の額 | 50円以上1,500円以下 | → | 170円以上1,850円以下 |
| (7) | 有機薄膜試験・有機薄膜加工設備使用料の額 | 150円以上5,900円以下 | → | 180円以上6,020円以下 |
- 3 2は平成31年4月1日から、1は平成31年10月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

- 1 家畜保健衛生所に係る診療の使用料の額の算定根拠を改めることとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立農業大学校条例の一部改正【第1条】
 - (1) 熊本県立農業大学校（以下「大学校」という。）の施設等の使用の許可、使用の許可の基準及び使用の許可の取消し等について定めることとした。（第5条―第7条、別表関係）
 - (2) 大学校の施設等の使用料及び使用料の減免について定めることとした。（第8条、第9条、別表関係）
 - (3) 大学校の施設等を毀損等した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならぬこととする。（第10条関係）
- 2 熊本県立農業大学校条例の一部改正【第2条】
消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等に伴い、使用料の額について改正後の消費税額の相当額を上乗せした額に改定することとした。（別表関係）
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、平成31年10月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例

- 1 熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県林業研究指導所条例及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 次の2条例について、所要の規定の整備を行うこととしたもの
 - (1) 熊本県林業研究指導所条例【第1条】
 - ア 条例の名称を「熊本県林業研究・研修センター条例」に改めることとした。
 - イ 公の施設の名称を「熊本県林業研究・研修センター」に改めることとした。（第1条、第2条、第4条関係）
 - ウ 公の施設の設置目的に「林業に関する研修」を加えることとした。（第1条関係）
 - エ 使用料に乗じて上乗せする消費税及び地方消費税の相当分の率を「100分の108」から「100分の110」に改めることとした。（第4条関係）
 - (2) 熊本県手数料条例【第2条】
 - ア 手数料の名称を「林業研究・研修センター試験手数料」及び「林業研究・研修センター成績書複本又は証明書交付手数料」に改めることとした。（第2条関係）
 - イ 消費税率の引上げに伴い手数料の額を改定することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から施行することとした。
 - (1) 1 (1)アからウまで及び(2)ア 平成31年4月1日
 - (2) 1 (1)エ及び(2)イ 平成31年10月1日
- 3 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

◇熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

- 1 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事務所の所在地を上益城郡益城町に変更することとした。（第5条関係）
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県都市公園条例の一部改正【第1条】
 - (1) 万日山緑地公園に公園施設を設けるときの使用料を追加することとした。（別表第1関係）
 - (2) 熊本県民総合運動公園陸上競技場の更衣室、大型映像装置等の使用料の追加を行うこととした。（別表第2関係）
 - (3) 水俣広域公園に新設するテニスコートの使用料を追加することとした。（別表第4関係）
- 2 熊本県都市公園条例の一部改正【第2条】
使用料の額について改正後の消費税等の相当額を上乗せした額に改定することとした。（別表第1―別表第4関係）
- 3 この条例中次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行することとした。
 - (1) 4の一部 公布の日
 - (2) 1 平成31年4月1日
 - (3) 2及び4の一部 平成31年10月1日
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

- 1 木造建築物等の防蟻に関する規定の適用範囲を緩和することとした。(第3条関係)
- 2 自動車車庫及び自動車修理工場に係る区画に関する規定を削除することとした。(第15条、第16条、第29条関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第28条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次の2条例について、任用の期限を付さない常勤講師を任用することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 熊本県立学校職員の給与に関する条例【第1条】
 - ア 県立学校職員の等級別基準職務表の2級に、「講師(任用の期限を付さない者に限る。)」を加えることとした。(別表第2関係)
 - イ その他規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)
 - (2) 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例【第2条】
 - ア 市町村立学校職員の等級別基準職務表の2級に、「講師(任用の期限を付さない者に限る。)」を加えることとした。(別表第2関係)
 - イ その他規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 航海士、機関士、甲板長等に係る漁ろう手当の配分係数の上限を規定することとした。(第7条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第7条関係)
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 身辺警護等作業に係る特殊勤務手当における手当の額が加算される警衛対象者に、上皇、上皇后、皇嗣又は皇嗣妃を規定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成31年5月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法附則第2条の規定により効力を失ったときは、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

条 例

熊本県くまモン活躍基金条例をここに公布する。
平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第2号

熊本県くまモン活躍基金条例

(設置)

第1条 くまモン(熊本県が商標権(商標法(昭和34年法律第127号)第18条第1項の商標権をいう。)を有する商標であるくまモンをいう。)を活用した情報発信等の事業を実施することにより、県経済の発展、県民福祉の向上等を図るため、熊本県くまモン活躍基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条の事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第3号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第4号

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(1) 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年熊本県条例第2号）第2条第2項

(2) 熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年熊本県条例第67号）第4条第2号

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第5号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「、生活保護法」を「生活保護法」に改め、「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第2の9の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、「、生活保護法」を「生活保護法」に改め、同表10の項中「、生活保護法」を「生活保護法」に改める。

別表第3の2の項中「、生活保護法」を「生活保護法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「職員が」の次に「退職し、又は」を加え、「場合において、」を「場合に、その職員又は」に改め、同項第6号ただし書中「職員」の次に「（次条第2項第4号及び第31条第2項において「県外公署職員」という。）」を加える。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の1号を加える。
(4) 県外公署職員その他規則で定める職員が熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第2条の規定により退職し、又は熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第4条第1項若しくは第5条第1項の勸奨を受けて退職した場合に、当該職員が退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員

第23条第2項中「が異なる」を「と異なる」に改める。

第29条に次の1項を加える。

2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、退職の日における在勤公署から居住地までの旅費（移転雑費を除く。）で、赴任の例に準じて計算したものとす。ただし、その額は、退職の日における在勤公署から県庁所在地までの路程に応じて計算した額を超えることができない。

第31条第2項中「在勤公署が熊本県以外の都府県に存する職員」を「県外公署職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
第1条 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表第27化学分析の項、化学及び物理試験の項及び食品試験の項を次のように改める。

化学分析	定性分析	1, 850円
	定量分析	2, 390円
化学及び物理試験		1試料1項目につき2, 690円以上27, 990円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験	食品分析	1, 900円以上29, 670円以下の範囲内で知事が定める額
	機器分析	4, 450円以上19, 600円以下の範囲内で知事が定める額
	微生物試験	4, 430円以上47, 000円以下の範囲内で知事が定める額
	酵素試験（麴、もろみ）	12, 360円以上23, 350円以下の範囲内で知事が定める額

別表第27機械試験の項中「10, 370円」を「10, 810円」に、「920円」を「1, 030円」に、「5, 830円」を「6, 100円」に改め、同表金属分析の項中「5, 290円」を「5, 320円」に改め、同表金属試験の項中「1, 240円」を「1, 220円」に、「18, 790円」を「19, 200円」に、「4, 860円」を「4, 910円」に、「8, 800円」を「12, 340円」に改め、同表窯業試験の項及び木竹試験の項を次のように改める。

窯業試験	試験等の試験	1, 450円以上8, 070円以下の範囲内で知事が定める額
木竹試験		3, 350円

別表第28農産物及びその加工品の項中「2, 590円」を「2, 910円」に、「19, 060円」を「19, 600円」に、「1, 620円」を「1, 900円」に、「4, 810円」を「5, 560円」に、「5, 080円」を「5, 890円」に改める。
第2条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第625号の7の2の次に次の2号を加える。

(625)の7の3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地に係る土地使用

使用権設定土地に係る土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請手数料 次のアからカまでに定める額

ア 100,000円以下の場合 27,000円

イ 100,000円を超え100万円以下の場合 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加算した額

ウ 100万円を超え500万円以下の場合 75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加算した額

エ 500万円を超え2,000万円以下の場合 211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加算した額

オ 2,000万円を超え1億円以下の場合 264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加算した額

カ 1億円を超える場合 360,100円

(625) 項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用に係る裁定の申請に対する審査

特定所有者不明土地の収用又は使用に係る裁定申請手数料 次のアからカまでに掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額

ア 100,000円以下の場合 27,000円

イ 100,000円を超え100万円以下の場合 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加算した額

ウ 100万円を超え500万円以下の場合 75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加算した額

エ 500万円を超え2,000万円以下の場合 211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加算した額

オ 2,000万円を超え1億円以下の場合 264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加算した額

カ 1億円を超える場合 360,100円

第3条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第625号の11ア中「1,840円」を「1,870円」に改め、同号イ及びウ中「2,160円」を「2,200円」に改め、同号エ中「6,480円」を「6,600円」に改め、同号オ中「16,200円」を「16,500円」に改め、同号カ中「2,060円」を「2,100円」に改め、同号キ中「4,870円」を「4,960円」に改め、同号ク中「4,320円」を「4,400円」に改め、同号ケ中「6,480円」を「6,600円」に改め、同項第626号中「780円」を「790円」に改め、同項第627号中「620円」を「630円」に改め、同項第627号の2中「660円」を「670円」に改め、同項第629号中「760円」を「770円」に改め、同項第635号中「630円」を「640円」に改め、同項第638号ア中「5,180円」を「5,280円」に改め、同号イ中「3,140円」を「3,200円」に改め、同号ウ中「2,060円」を「2,100円」に改め、同項第639号中「5,180円」を「5,280円」に改め、同項第640号中「2,060円」を「2,100円」に改め、同項第641号中「780円」を「790円」に改め、同項第642号中「620円」を「630円」に改め、同項第644号中「430円」を「440円」に改め、同項第649号中「640円」を「650円」に改め、同項第651号ア中「1,180円」を「1,200円」に改め、同号イ中「1,970円」を「2,010円」に改め、同号ウ中「2,720円」を「2,770円」に、「4,260円」を「4,340円」に改め、同号キ中「1,030円」を「1,050円」に改め、同号ク及びケ中「270円」を「280円」に改め、同号サ中「2,610円」を「2,660円」に改め、同号ス中「1,460円」を「1,490円」に改め、同号セ中「2,570円」を「2,620円」に改め、同項第651号の2中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第1生物学的試験検査の項中「1,300円」を「1,320円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「650円」を「660円」に、「430円」を「440円」に、「550円」を「560円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,650円」を「4,730円」に、「6,380円」を「6,490円」に、「7,990円」を「8,140円」に、「15,450円」を「15,730円」に、「4,000円」を「4,070円」に改め、同表理化学的試験検査(食品の規格試験検査、

上水の品質基準試験検査及び生活環境試験検査にあつては、生物学的試験検査を含む。)の項中「2, 160円」を「2, 200円」に、「4, 100円」を「4, 180円」に、「4, 650円」を「4, 730円」に、「7, 780円」を「7, 920円」に、「15, 670円」を「15, 950円」に、「6, 380円」を「6, 490円」に、「12, 310円」を「12, 540円」に、「20, 850円」を「21, 230円」に、「38, 780円」を「39, 490円」に、「9, 500円」を「9, 680円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「1, 730円」を「1, 760円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「20, 740円」を「21, 120円」に、「6, 260円」を「6, 380円」に、「12, 640円」を「12, 870円」に、「31, 220円」を「31, 790円」に、「23, 230円」を「23, 650円」に、「1, 300円」を「1, 320円」に、「38, 660円」を「39, 380円」に、「20, 520円」を「20, 900円」に、「1, 630円」を「1, 650円」に、「7, 890円」を「8, 030円」に、「12, 430円」を「12, 650円」に、「11, 130円」を「11, 330円」に、「12, 860円」を「13, 090円」に、「95, 590円」を「97, 350円」に、「2, 590円」を「2, 640円」に、「5, 730円」を「5, 830円」に、「8, 040円」を「8, 200円」に改める。

別表第27化学分析の項中「1, 850円」を「1, 880円」に、「2, 390円」を「2, 430円」に改め、同表化学及び物理試験の項中「2, 690円」を「2, 740円」に、「27, 990円」を「28, 510円」に改め、同表食品試験の項中「1, 900円」を「1, 940円」に、「29, 670円」を「30, 220円」に、「4, 450円」を「4, 530円」に、「19, 600円」を「19, 970円」に、「4, 430円」を「4, 510円」に、「47, 000円」を「47, 870円」に、「12, 360円」を「12, 580円」に、「23, 350円」を「23, 780円」に改め、同表機械試験の項中「380円」を「390円」に、「10, 810円」を「11, 010円」に、「1, 030円」を「1, 050円」に、「6, 100円」を「6, 220円」に改め、同表金属分析の項中「2, 270円」を「2, 310円」に、「5, 320円」を「5, 420円」に改め、同表金属試験の項中「1, 220円」を「1, 240円」に、「19, 200円」を「19, 560円」に、「4, 910円」を「5, 010円」に、「2, 750円」を「2, 810円」に、「12, 340円」を「12, 570円」に改め、同表窯業試験の項中「1, 450円」を「1, 470円」に、「8, 070円」を「8, 220円」に改め、同表木竹試験の項中「3, 350円」を「3, 410円」に改める。

別表第28土壌、肥料及び水の項中「2, 490円」を「2, 540円」に、「3, 790円」を「3, 860円」に、「1, 890円」を「1, 930円」に、「920円」を「930円」に、「1, 240円」を「1, 270円」に改め、同表飼料及び飼料の原料の項中「1, 190円」を「1, 220円」に、「5, 950円」を「6, 060円」に、「3, 570円」を「3, 640円」に、「1, 780円」を「1, 810円」に改め、同表農産物及びその加工品の項中「2, 910円」を「2, 960円」に、「19, 600円」を「19, 970円」に、「1, 900円」を「1, 940円」に、「5, 560円」を「5, 670円」に、「5, 890円」を「6, 000円」に改める。

第4条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第178号、第179号、第181号、第183号、第185号及び第186号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第192号中「規定」という。)を加え、同条の次に次の2号を加える。
 (192)の2 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合における建築基準法第48条第1項ただし書等の規定に基づく建築物の増築、改築又は移転に係る建築等許可申請手数料 120, 000円
 (192)の3 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合における建築基準法第48条第1項ただし書等の規定に基づく建築物の建築等に係る建築等許可申請手数料 140, 000円
 第2条第1項第194号の2中「特例の」を削り、「建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料」を「隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料」に改め、同条の次に次の1号を加える。
 (194)の3 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する許可の申請に対する審査
 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料 33, 000円
 第2条第1項第195号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項第203号の2中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同項第203号の3中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同項第203号の4中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同項第216号の2中「特例の」を「全体計画の」に、「既存の」を「建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定申請手

数料」を「既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請手数料」に改め、同項第216号の3中「特例の」を「全体計画の」に、「既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る、特例認定変更申請手数料」を「既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請手数料」に改め、同号の次に次の4号を加える。

- (216) の4 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定の申請に対する審査
既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請手数料 27,000円
- (216) の5 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更の申請に対する審査
既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請手数料 27,000円
- (216) の6 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査
興行場等への一時的用途変更許可申請手数料 120,000円
- (216) の7 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査
特別興行場等への一時的用途変更許可申請手数料 160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条及び次項の規定 平成31年4月1日
 - (2) 第2条の規定 平成31年6月1日
 - (3) 第3条及び附則第3項の規定 平成31年10月1日
 - (4) 第4条及び附則第4項の規定 公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現にされている申込みに対する第1条の規定による改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の熊本県手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「第3号施行日」という。）以後に行われる申込み又は請求に対する新条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料について適用し、第3号施行日前行われる申込み又は請求に対する第3条の規定による改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 4 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）を次のように改正する。
 - 別表第1手数料の項第183号の次に次の2号を加える。
 - 183の2 用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る建築等許可申請手数料
 - 183の3 用途地域等における日常生活に必要な建築物の建築等に係る建築等許可申請手数料
 - 別表第1手数料の項第185号の2を次のように改める。
 - 185の2 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料
 - 別表第1手数料の項第185号の2の次に次の1号を加える。
 - 185の3 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料
 - 別表第1手数料の項第207号の2及び第207号の3を次のように改める。
 - 207の2 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請手数料
 - 207の3 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請手数料
 - 別表第1手数料の項第207号の3の次に次の4号を加える。
 - 207の4 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請手数料
 - 207の5 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請手数料
 - 207の6 興行場等への一時的用途変更許可申請手数料
 - 207の7 特別興行場等への一時的用途変更許可申請手数料

消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(藤崎台県営野球場条例の一部改正)

第1条 藤崎台県営野球場条例(昭和35年熊本県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表職業野球の項中「4,970円」を「5,060円」に改め、同表一般野球の項中「4,320円」を「4,400円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「5,510円」を「5,610円」に、「6,380円」を「6,500円」に、「6,910円」を「7,040円」に、「7,890円」を「8,040円」に、「1,730円」を「1,760円」に、「2,060円」を「2,100円」に改める。

別表の2の表場内放送器具の項中「570円」を「580円」に改め、同表スコアボードの項中「1,440円」を「1,470円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「4,630円」を「4,720円」に改め、同表選手控室の項中「340円」を「350円」に改め、同表主催者室の項中「450円」を「460円」に改める。

別表の3の表照明設備の全部を点灯する場合の項中「486,000円」を「495,000円」に、「120,960円」を「123,200円」に、「43,200円」を「44,000円」に改め、同表照明設備の2分の1を点灯する場合の項中「21,600円」を「22,000円」に改め、同表照明設備の4分の1を点灯する場合の項中「10,800円」を「11,000円」に改める。

(熊本県漁港管理条例の一部改正)

第2条 熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1使用料の項中「5円8銭」を「5円17銭」に、「1,307円」を「1,331円」に、「1,976円」を「2,013円」に、「2,959円」を「3,014円」に、「227円」を「231円」に、「108円」を「110円」に、「2円38銭」を「2円42銭」に、「89,807円」を「91,471円」に、「22円36銭」を「22円77銭」に改める。

別表第2土砂採取料の項中「119円」を「121円」に、「162円」を「165円」に、「108円」を「110円」に、「140円」を「143円」に、「157円」を「160円」に、「54円」を「55円」に、「70円」を「72円」に、「103円」を「105円」に改める。

別表第3係留施設の項中「238円」を「242円」に、「2,376円」を「2,420円」に改め、同表駐車場の項中「216円」を「220円」に、「108円」を「110円」に改める。

(熊本県財産条例の一部改正)

第3条 熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県港湾管理条例の一部改正)

第4条 熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「108分の100」を「110分の100」に改める。

別表第1中「

円銭
248

」を「

円銭
253

」に、「2円4

8銭」を「2円53銭」に、「1円19銭」を「1円21銭」に、

1,30
1,97
2,95

「

508
680
640
920

」を「

517
1,331
2,013
3,014

」

に、「5円40銭」を「5円50銭」に、「1

円35銭」を「1円38銭」に、「

4,946
45360

」を「

5,038
462

」

に、「

7560
389

」を「

7700
396

」に、「17円2

8銭」を「17円60銭」に、「

389
238

」を「

39
24

」

10,260000	10
21,600000	22
2,700000	2
1,375,18128	1,400
9,720000	9
1156	
1231	
670	

「

6
2

」に、「702円」を「715円」に、

1156
33480
77760
70200
1,18800
1,65240
86400
1,43640
2,00880
70200
70200
95040
28080

を

1
1
1
2

,45000
,00000
,75000
,64760
,90000
1177
1254
682
1177
34100
79200
71500
,21000
,68300
88000
,46300
,04600
71500
71500
96800
28600

に、「

34560

」を「

35200

」に、「

1,144円80銭」を「1,166円」に、

87480
2,04120
97200
6120

を

89100
2,07900
99000
6234

に、

8731
900
1711

を

8892
916
1742

に、

86,83200
119,23200
143,07840

を

88,44000
121,44000
145,72800

に、「143,078円4

0銭」を「145,728円」に、「4,536円」を「4,620円」に、

1
1

2,16000
19,23200
51,63200
1,62000

を

2,20000
121,44000
154,44000
1,65000

に改める。

別表第2備考第10号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第3中

円 銭	
91	80
178	20
367	20
594	0
648	0
648	0
864	0
151	20
793	80
475	20
1,911	60
1,150	20
145	80

を

円 銭	
85	00
165	00
340	00
55	00
60	00
60	00
80	00
140	00
735	00
440	00
1,770	00
1,065	00
135	00

に改め、同表備考第4号を同表

4	3	2	0	0	
1,	4	2	0	2	0
1	0	2	6	0	
1	7	8	2	0	
9	7	2	0	0	

4	0	0	0	0	
1,	3	1	5	0	0
9	5	0	0	0	
1	6	5	0	0	
9	0	0	0	0	

備考第5号とし、同表備考第3号の次に次の1号を加える。
 4 占用の期間が1月未満の場合における占用料の額は、この表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。

円 銭				
1	1	8	8	0
1	6	2	0	0
1	0	8	0	0
1	4	0	4	0
1	5	6	6	0
5	4	0	0	0
7	0	2	0	0
1	0	2	6	0

円 銭				
1	2	1	0	0
1	6	5	0	0
1	1	0	0	0
1	4	3	0	0
1	5	9	5	0
5	5	0	0	0
7	1	5	0	0
1	0	4	5	0

別表第4中 を に改める。

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)
 第5条 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表診断書の項中「5,180円」を「5,280円」に、「3,140円」を「3,200円」に、「2,060円」を「2,100円」に改め、同表死体検案書の項中「5,180円」を「5,280円」に改め、同表説明書の項中「2,060円」を「2,100円」に改める。

(熊本県道路占用料徴収条例の一部改正)
 第6条 熊本県道路占用料徴収条例(昭和43年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。
 第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県立学校体育施設の使用に関する条例の一部改正)
 第7条 熊本県立学校体育施設の使用に関する条例(昭和45年熊本県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表体育館の項中「390円」を「400円」に改め、同表プールの項中「510円」を「520円」に改め、同表厩舎の項中「940円」を「960円」に改める。

(熊本武道館条例の一部改正)
 第8条 熊本武道館条例(昭和46年熊本県条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表柔道場又は剣道場の項中「2,380円」を「2,420円」に、「4,220円」を「4,300円」に、「7,240円」を「7,370円」に、「6,050円」を「6,160円」に、「11,450円」を「11,660円」に、「13,820円」を「14,080円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「8,420円」を「8,580円」に、「14,470円」を「14,740円」に、「12,100円」を「12,320円」に、「22,900円」を「23,320円」に、「27,650円」を「28,160円」に改め、同表小道場の項中「410円」を「420円」に、「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「1,340円」を「1,360円」に改め、同表会議室の項中「720円」を「730円」に、「840円」を「860円」に、「980円」を「1,000円」に、「1,560円」を「1,590円」に、「1,810円」を「1,840円」に、「2,540円」を「2,590円」に改める。

別表の2の表一般の項中「1,410円」を「1,440円」に、「1,630円」を「1,660円」に、「980円」を「1,000円」に改める。

別表の3の表中「360円」を「370円」に、「420円」を「430円」に、「780円」を「790円」に、「840円」を「860円」に、「1,200円」を「1,220円」に改める。

(熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部改正)
 第9条 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例(昭和49年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。
 第4条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県立美術館条例の一部改正)
 第10条 熊本県立美術館条例(昭和50年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「第8条」を「第7条」に改め、同表本館常設展示室の項中「270円」を「280円」に、「190円」を「200円」に、「160円」を「170円」に、「120円」を「130円」に改め、同表本館常設展示室及び本館永青文庫展示室共通の項中「420円」を「430円」に、「300円」を「310円」に、「250円」を「260円」に、「190円」を「200円」に改める。

別表第2本館の項中「8,320円」を「8,470円」に、「10,050円」を「10,240円」に、「11,020円」を「11,220円」に、「13,180円」を「13,420円」に、「11,990円」を「12,210円」に、「14,

370円」を「14,640円」に改め、同表分館の項中「7,780円」を「7,920円」に、「9,290円」を「9,460円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「9,070円」を「9,240円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「14,260円」を「14,520円」に、「4,650円」を「4,740円」に、「5,510円」を「5,610円」に改める。

(熊本県身体障害者福祉センター条例の一部改正)

第11条 熊本県身体障害者福祉センター条例(昭和50年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表体育館の項中「880円」を「900円」に、「510円」を「520円」に、「370円」を「380円」に改め、同表宿泊室の項中「1,030円」を「1,050円」に改める。

(熊本県有料駐車場管理条例の一部改正)

第12条 熊本県有料駐車場管理条例(昭和54年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表熊本県営有料駐車場の項中「320円」を「330円」に、「22,000円」を「22,400円」に、「15,600円」を「15,900円」に、「10,400円」を「10,600円」に改め、同表熊本県営第二有料駐車場の項中「10,400円」を「10,600円」に改める。

第10条第2項中「320円」を「330円」に改める。

(熊本県立劇場条例の一部改正)

第13条 熊本県立劇場条例(昭和57年熊本県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表コンサートホールの項中「38,880円」を「39,600円」に、「77,760円」を「79,200円」に、「97,200円」を「99,000円」に、「116,640円」を「118,800円」に、「154,440円」を「157,300円」に、「193,320円」を「196,900円」に、「58,320円」を「59,400円」に、「144,720円」を「147,400円」に、「173,880円」を「177,100円」に、「232,200円」を「236,500円」に、「289,440円」を「294,800円」に、「65,880円」を「67,100円」に、「130,680円」を「133,100円」に、「164,160円」を「167,200円」に、「196,560円」を「200,200円」に、「261,360円」を「266,200円」に、「327,240円」を「333,300円」に、「72,360円」を「73,700円」に、「181,440円」を「184,800円」に、「218,160円」を「222,200円」に、「291,600円」を「297,000円」に、「363,960円」を「370,700円」に、「155,520円」を「158,400円」に、「194,400円」を「198,000円」に、「233,280円」を「237,600円」に、「311,040円」を「316,800円」に、「388,800円」を「396,000円」に、「46,440円」を「47,300円」に、「92,880円」を「94,600円」に、「140,400円」を「143,000円」に、「186,840円」を「190,300円」に、「70,200円」を「71,500円」に、「139,320円」を「141,900円」に、「174,960円」を「178,200円」に、「209,520円」を「213,400円」に、「277,560円」を「282,700円」に、「347,760円」を「354,200円」に、「78,840円」を「80,300円」に、「156,600円」を「159,500円」に、「235,440円」を「239,800円」に、「313,200円」を「319,000円」に、「392,040円」を「399,300円」に、「87,480円」を「89,100円」に、「348,840円」を「355,300円」に、「436,320円」を「444,400円」に、「93,310円」を「95,040円」に、「186,620円」を「190,080円」に、「279,940円」を「285,120円」に、「373,250円」を「380,160円」に、「466,560円」を「475,200円」に改め、同表演劇ホールの項中「33,480円」を「34,100円」に、「65,880円」を「67,100円」に、「82,080円」を「83,600円」に、「98,280円」を「100,100円」に、「130,680円」を「133,100円」に、「164,160円」を「167,200円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「123,120円」を「125,400円」に、「146,880円」を「149,600円」に、「197,640円」を「201,300円」に、「246,240円」を「250,800円」に、「56,160円」を「57,200円」に、「110,160円」を「112,200円」に、「139,320円」を「141,900円」に、「166,320円」を「169,400円」に、「221,400円」を「225,500円」に、「276,480円」を「281,600円」に、「61,560円」を「62,700円」に、「154,440円」を「157,300円」に、「185,760円」を「189,200円」に、「247,320円」を「251,900円」に、「308,880円」を「314,600円」に、「66,960円」を「68,200円」に、「133,920円」を「136,400円」に、「167,400円」を「170,500円」に、「200,880円」を「204,600円」に、「267,840円」を「272,800円」に、「334,800円」を「341,000円」に、「38,880円」を「39,600円」に、

「78,840円」を「80,300円」に、「118,800円」を「121,000円」に、「157,680円」を「160,600円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「117,720円」を「119,900円」に、「177,120円」を「180,400円」に、「235,440円」を「239,800円」に、「294,840円」を「300,300円」に、「132,840円」を「135,300円」に、「199,800円」を「203,500円」に、「265,680円」を「270,600円」に、「332,640円」を「338,800円」に、「73,440円」を「74,800円」に、「149,040円」を「151,800円」に、「222,480円」を「226,600円」に、「297,000円」を「302,500円」に、「370,440円」を「377,300円」に、「80,350円」を「81,840円」に、「160,700円」を「163,680円」に、「241,060円」を「245,520円」に、「321,410円」を「327,360円」に、「401,760円」を「409,200円」に改め、同表大会議室の項中「21,600円」を「22,000円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「45,360円」を「46,200円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「49,680円」を「50,600円」に、「71,280円」を「72,600円」に改め、同表中会議室の項中「3,240円」を「3,300円」に、「3,570円」を「3,640円」に、「6,800円」を「6,930円」に、「3,890円」を「3,960円」に、「7,450円」を「7,590円」に、「10,690円」を「10,890円」に改め、同表小会議室の項中「2,160円」を「2,200円」に、「2,380円」を「2,420円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「4,970円」を「5,060円」に、「7,130円」を「7,260円」に改め、同表和室の項中「4,320円」を「4,400円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「9,070円」を「9,240円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「9,940円」を「10,120円」に、「14,260円」を「14,520円」に改め、同表音楽リハーサル室の項及び演劇リハーサル室の項中「6,480円」を「6,600円」に、「7,130円」を「7,260円」に、「13,610円」を「13,860円」に、「7,780円」を「7,920円」に、「14,900円」を「15,180円」に、「21,380円」を「21,780円」に改め、同表第1練習室(219平方メートル)の項中「4,320円」を「4,400円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「9,070円」を「9,240円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「9,940円」を「10,120円」に、「14,260円」を「14,520円」に改め、同表第2練習室(167平方メートル)及び第3練習室(169平方メートル)の項中「2,700円」を「2,750円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「5,720円」を「5,830円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「6,260円」を「6,380円」に、「8,960円」を「9,130円」に改め、同表第1楽屋、第2楽屋、第3楽屋、第4楽屋及び第5楽屋の項及び第1控室、第2控室、第3控室、第4控室、第5控室及び第6控室の項中「2,160円」を「2,200円」に、「2,380円」を「2,420円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「4,970円」を「5,060円」に、「7,130円」を「7,260円」に改める。

(熊本県伝統工芸館条例の一部改正)

第14条 熊本県伝統工芸館条例(昭和57年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1階展示室の項中「10,370円」を「10,560円」に改め、同表2階展示室Aの項中「3,890円」を「3,960円」に改め、同表2階展示室Bの項中「3,730円」を「3,800円」に改め、同表地下会議室の項中「3,570円」を「3,640円」に、「5,080円」を「5,170円」に、「8,640円」を「8,800円」に改め、同表2階会議室の項中「2,710円」を「2,760円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「6,160円」を「6,270円」に改め、同表和室の項中「4,430円」を「4,510円」に改める。

(熊本県立総合体育館条例の一部改正)

第15条 熊本県立総合体育館条例(昭和57年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表大体育室の項中「1,010円」を「1,030円」に改め、同表大体育室及び中体育室の項中「1,380円」を「1,410円」に、「1,010円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に改め、同表小体育室の項中「870円」を「890円」に、「290円」を「300円」に改め、同表室内温水プールの項中「280円」を「290円」に、「400円」を「410円」に、「2,810円」を「2,860円」に、「4,000円」を「4,070円」に改め、同表トレーニング室の項中「380円」を「390円」に、「3,790円」を「3,860円」に改め、同表元気体力測定室の項中「670円」を「680円」に、「870円」を「890円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「1,940円」を「1,980円」に改め、同表会議室の項中「2,960円」を「3,010円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「990円」を「1,010円」に改め、同表和室の項中「660円」を「670円」に改める。

別表の2の表大体育室の項中「2,380円」を「2,420円」に、「9,940

円)を「10,120円」に改め、同表中体育室の項中「1,880円」を「1,910円」に、「7,920円」を「8,070円」に改め、同表室内温水プールの項中「2,640円」を「2,690円」に、「3,350円」を「3,410円」に改め、同表照明設備の項中「3,670円」を「3,740円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「650円」を「660円」に、「430円」を「440円」に改め、同表大体育室冷暖房設備の項中「10,800円」を「11,000円」に改める。

(熊本県野外劇場条例の一部改正)

第16条 熊本県野外劇場条例(昭和62年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表野外ステージの項中「63,450円」を「64,630円」に、「77,600円」を「79,040円」に、「98,760円」を「100,590円」に、「9,400円」を「9,570円」に、「11,780円」を「12,000円」に、「126,840円」を「129,190円」に、「155,040円」を「157,910円」に、「197,320円」を「200,970円」に、「18,790円」を「19,140円」に、「23,490円」を「23,930円」に、「190,300円」を「193,820円」に、「232,630円」を「236,940円」に、「296,080円」を「301,560円」に、「28,190円」を「28,710円」に、「35,260円」を「35,910円」に、「253,700円」を「258,400円」に、「310,070円」を「315,810円」に、「394,630円」を「401,940円」に、「37,580円」を「38,280円」に、「46,990円」を「47,860円」に、「95,150円」を「96,910円」に、「116,260円」を「118,410円」に、「147,960円」を「150,700円」に、「14,090円」を「14,350円」に、「17,610円」を「17,940円」に、「380,540円」を「387,590円」に、「465,050円」を「473,660円」に、「591,890円」を「602,850円」に、「70,470円」を「71,780円」に、「88,080円」を「89,710円」に、「634,230円」を「645,980円」に、「775,220円」を「789,580円」に、「986,640円」を「1,004,910円」に、「140,950円」を「143,560円」に、「176,200円」を「179,460円」に改め、同表第1音楽練習室(220平方メートル)の項中「4,750円」を「4,840円」に、「5,620円」を「5,720円」に、「7,180円」を「7,310円」に、「700円」を「710円」に、「810円」を「830円」に、「6,210円」を「6,330円」に、「7,400円」を「7,540円」に、「9,450円」を「9,630円」に、「920円」を「940円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表第2音楽練習室(135平方メートル)及び第3音楽練習室(110平方メートル)の項中「3,290円」を「3,350円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「5,080円」を「5,170円」に、「480円」を「490円」に、「600円」を「610円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「5,620円」を「5,720円」に、「7,180円」を「7,310円」に、「700円」を「710円」に、「810円」を「830円」に改め、同表楽屋の項中「2,540円」を「2,590円」に、「3,190円」を「3,250円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「380円」を「390円」に、「480円」を「490円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「5,080円」を「5,170円」に、「600円」を「610円」に改める。

(熊本県農業公園条例の一部改正)

第17条 熊本県農業公園条例(平成2年熊本県条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「320円」を「330円」に、「100円」を「110円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2多目的ホールの項中「5,076円」を「5,170円」に改め、同表物産館ホールの項中「49円68銭」を「50円60銭」に改め、同表回廊の項中「12円96銭」を「13円20銭」に改め、同表中庭の項中「8円64銭」を「8円80銭」に改め、同表広場の項中「5円40銭」を「5円50銭」に改める。

(熊本県立装飾古墳館条例の一部改正)

第18条 熊本県立装飾古墳館条例(平成3年熊本県条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般人の項中「420円」を「430円」に、「290円」を「300円」に改める。

別表第2中「1,190円」を「1,210円」に改める。

(熊本県環境センター条例の一部改正)

第19条 熊本県環境センター条例(平成5年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表会議室の項中「1,290円」を「1,320円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「3,010円」を「3,080円」に、「645円」を「660円」に、「860円」を「880円」に、「1,505円」を「1,540円」に改め、同表環境シアターの項中「2,370円」を「2,415円」に、「3,160円」を「3,220円」に、「5,530円」を「5,635円」に改める。

(熊本県総合福祉センター条例の一部改正)
第20条 熊本県総合福祉センター条例(平成5年熊本県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表研修ホールの項中「8,970円」を「9,140円」に、「12,210円」を「12,440円」に、「21,170円」を「21,560円」に改め、同表第1会議室の項中「3,140円」を「3,200円」に、「4,100円」を「4,180円」に、「7,130円」を「7,260円」に改め、同表第2会議室の項中「1,730円」を「1,760円」に、「2,380円」を「2,420円」に、「4,220円」を「4,300円」に改め、同表第3会議室の項中「2,710円」を「2,760円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「6,380円」を「6,500円」に改め、同表第4会議室の項中「3,350円」を「3,410円」に、「4,430円」を「4,510円」に、「7,670円」を「7,810円」に改める。

(熊本産業展示場条例の一部改正)
第21条 熊本産業展示場条例(平成8年熊本県条例第65号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表展示ホールの項中「1,278,720円」を「1,302,400円」に、「639,360円」を「651,200円」に、「175,820円」を「179,080円」に、「959,040円」を「976,800円」に、「479,520円」を「488,400円」に、「131,870円」を「134,310円」に、「319,680円」を「325,600円」に、「87,910円」を「89,540円」に、「159,840円」を「162,800円」に、「43,960円」を「44,770円」に改め、同表多目的ホールの項中「105,840円」を「107,800円」に、「52,920円」を「53,900円」に、「14,580円」を「14,850円」に、「63,500円」を「64,680円」に、「31,750円」を「32,340円」に、「8,750円」を「8,910円」に、「42,340円」を「43,120円」に、「21,170円」を「21,560円」に、「5,830円」を「5,940円」に改め、同表大会議室の項中「37,580円」を「38,280円」に、「18,790円」を「19,140円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「25,060円」を「25,520円」に、「12,530円」を「12,760円」に、「3,460円」を「3,520円」に、「6,260円」を「6,380円」に、「1,730円」を「1,760円」に改め、同表中会議室の項中「25,060円」を「25,520円」に、「12,530円」を「12,760円」に、「3,460円」を「3,520円」に改め、同表屋外展示場の項中「30円24銭」を「30円80銭」に、「15円12銭」を「15円40銭」に、「4円32銭」を「4円40銭」に改める。

別表の2の表展示ホールの冷暖房設備の項中「47,520円」を「48,400円」に、「35,640円」を「36,300円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「11,880円」を「12,100円」に改め、同表多目的ホールの冷暖房設備の項中「2,700円」を「2,750円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表展示ホールの可動席の項中「172,370円」を「175,560円」に、「99,790円」を「101,640円」に改め、同表電気設備一式の項中「43円20銭」を「44円」に改め、同表水道設備一式の項中「378円」を「385円」に改め、同表ガス設備一式の項中「723円60銭」を「737円」に改め、同表備考を削る。

(熊本県立青少年の家条例の一部改正)
第22条 熊本県立青少年の家条例(平成9年熊本県条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表天草青年の家、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家の項中「680円」を「690円」に、「310円」を「320円」に改め、同表あしきた青少年の家の項中「1,090円」を「1,110円」に、「410円」を「420円」に、「310円」を「320円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

(熊本県総合射撃場条例の一部改正)
第23条 熊本県総合射撃場条例(平成10年熊本県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表一般使用の項中「380円」を「390円」に、「1,690円」を「1,720円」に改め、同表専用使用の項中「13,510円」を「13,760円」に、「34,560円」を「35,200円」に、「3,140円」を「3,200円」に、「20,520円」を「20,900円」に改める。

別表の2の表会議室の項中「430円」を「440円」に改め、同表研修室の項中「650円」を「660円」に改める。

(熊本県天草飛行場条例の一部改正)
第24条 熊本県天草飛行場条例(平成11年熊本県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第17条 第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県流水占用料等徴収条例の一部改正)
第25条 熊本県流水占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1発電の原動力の用に供するものの項中「108/100」を「110/100」

0」に改め、同表発電以外の水利使用に供するものの項中「21,600円」を「22,000円」に、「177万7,680円」を「181万600円」に改める。
 別表第2砂の項中「129円60銭」を「132円」に改め、同表砂利の項中「162円」を「165円」に改め、同表土砂の項中「108円」を「110円」に改め、同表切り込み砂利の項中「140円40銭」を「143円」に改め、同表栗石の項中「156円60銭」を「159円50銭」に改め、同表玉石の項中「54円」を「55円」に改め、同表転石の項中「70円20銭」を「71円50銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に改める。

(熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部改正)
 第26条 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2砂の項中「118円80銭」を「121円」に改め、同表砂利の項中「162円」を「165円」に改め、同表土砂の項中「108円」を「110円」に改め、同表切り込み砂利の項中「140円40銭」を「143円」に改め、同表栗石の項中「156円60銭」を「159円50銭」に改め、同表玉石の項中「54円」を「55円」に改め、同表転石の項中「70円20銭」を「71円50銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に改める。

(熊本県一般海域管理条例の一部改正)
 第27条 熊本県一般海域管理条例(平成12年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2砂の項中「118円80銭」を「121円」に改め、同表砂利の項中「162円」を「165円」に改め、同表土砂の項中「108円」を「110円」に改め、同表切り込み砂利の項中「140円40銭」を「143円」に改め、同表栗石の項中「156円60銭」を「159円50銭」に改め、同表玉石の項中「54円」を「55円」に改め、同表転石の項中「70円20銭」を「71円50銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に改める。

(くまもと県民交流館条例の一部改正)
 第28条 くまもと県民交流館条例(平成13年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「21,170円」を「21,560円」に、「28,300円」を「28,820円」に、「49,460円」を「50,380円」に、「70,630円」を「71,940円」に、「10,580円」を「10,780円」に、「14,150円」を「14,410円」に、「24,730円」を「25,190円」に、「35,320円」を「35,970円」に改め、同表会議室1の項中「7,780円」を「7,920円」に、「10,370円」を「10,560円」に、「18,140円」を「18,480円」に、「25,920円」を「26,400円」に改め、同表会議室2の項、会議室3の項及び会議室4の項中「3,890円」を「3,960円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「9,070円」を「9,240円」に、「12,960円」を「13,200円」に改め、同表会議室5の項中「1,400円」を「1,430円」に、「1,840円」を「1,870円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,640円」を「4,730円」に改め、同表会議室6の項中「2,380円」を「2,420円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「5,620円」を「5,720円」に、「7,990円」を「8,140円」に改め、同表会議室7の項及び会議室8の項中「4,320円」を「4,400円」に、「5,720円」を「5,830円」に、「10,040円」を「10,230円」に、「14,360円」を「14,630円」に改め、同表会議室9の項中「3,130円」を「3,190円」に、「4,210円」を「4,290円」に、「7,340円」を「7,480円」に、「10,470円」を「10,670円」に改め、同表音楽室1の項中「3,780円」を「3,850円」に、「5,080円」を「5,170円」に、「8,860円」を「9,020円」に、「12,640円」を「12,870円」に改め、同表音楽室2の項中「1,510円」を「1,540円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「3,460円」を「3,520円」に、「4,970円」を「5,060円」に改め、同表和室の項中「6,160円」を「6,270円」に、「8,210円」を「8,360円」に、「14,360円」を「14,630円」に、「20,520円」を「20,900円」に改め、同表練習室の項中「1,940円」を「1,980円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

(熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部改正)
 第29条 熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例(平成13年熊本県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「10分」を「50分」に、「250円」を「1,350円」に改める。

(熊本県博物館ネットワークセンター条例の一部改正)
 第30条 熊本県博物館ネットワークセンター条例(平成27年熊本県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表多目的広場の項中「700円」を「710円」に、「800円」を「810円」に改める。

附 則

- (2) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第6条第4項第4号、第7条第3項第8号及び第5項第3号並びに第9条第2項第3号の規定により、調査審議し、意見を述べる。
- (3) 熊本県個人情報保護条例第26条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル)の取扱いの事務について調査審議し、意見を述べる。
- (5) 前各号に掲げる事務のほか、情報公開法第9条第2条第1号に規定する個人情報(熊本の個人情報保護条例第5条第5項において同じ。)の保護に関する重要事項を調査審議し、意見を述べる。

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。ただし、前条第1号及び第3号に掲げる事務の増加に対応するため知事が必要と認めるときは、4人以内限り、委員の数を増加することができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができ、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに不適当な非行があると認めるときは、その委員を解任することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第7条 審議会に、第2条第4号に掲げる事務に係る調査審議を行うため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該事務に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員の任期は、当該事務に係る調査審議が終了するまでとする。

4 特別委員は、当該事務について会議を開き、議決する場合には、前条第2項及び第3項の規定の適用については、委員とみなす。

5 第4条第4項及び第5項の規定は、特別委員について準用する。

(部会)

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 第5条第3項及び第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第3項及び第6条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員又は特別委員」と、第6条中「審議会」とあるのは「当該部会に属する委員及び特別委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(審議会の調査権限)

第9条 審議会は、第2条第1号に掲げる事務に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関(熊本県情報公開条例第20条に規定する諮問実施機関をいう。以下この項、第3項及び第4項において同じ。)に対し、審査請求に係る行政文書(同条第2条第2項に規定する行政文書をいう。次項及び第3項において同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、その求めを拒んでは

2 何人も、前項の規定により提示された行政文書について、その開示を求めることができず、

3 審議会は、第2条第1号に掲げる事務に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る行政文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよ

- 後の熊本県個人情報保護条例第26条第1項の規定により審議会に対してなされた諮問
とみなし、当該諮問について熊本県情報公開審査会又は熊本県個人情報保護審査会がし
た調査審議の手續は審議会がした調査審議の手續とみなす。
- (熊本県情報公開条例の一部改正)
- 3 熊本県情報公開条例の一部を次のように改正する。
目次中「第5章 雑則(第34条—第38条)」を「第5章 雑則(第34条—第38条)」に改める。
第19条第1項中「熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。
第22条から第29条までを次のように改める。
第22条から第29条まで 削除
第6章を削る。
(熊本県個人情報保護条例の一部改正)
- 4 熊本県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。
目次中「第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会(第35条—第40条)」を「第4章 削除」に改める。
第6条第4項第4号中「熊本県個人情報保護制度審議会(以下この章において「審議会」という。)」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)」に改める。
第25条の8中「及び第37条」及び「、第36条」を削る。
第26条第1項中「熊本県個人情報保護審査会(以下この節において「審査会」という。)」を「審議会」に改める。
第27条第1号中「及び第4章」を削る。
第4章を次のように改める。
第4章 削除
第35条から第40条まで 削除
第47条を次のように改める。
第47条 削除
(秘密保持義務等に関する経過措置)
- 5 熊本県情報公開審査会、熊本県個人情報保護制度審議会又は熊本県個人情報保護審査会の委員であつた者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 附則第3項及び第4項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (熊本県手数料条例の一部改正)
- 7 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第625号の8中「熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第26条第1項」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例(平成31年熊本県条例第9号)第13条第1項」に、「情報公開審査会資料等交付手数料」を「情報公開・個人情報保護審議会資料等交付手数料」に改め、同項第625号の9を次のように改める。
(625)の9 削除
第6条の2中「熊本県情報公開条例第26条第1項、熊本県個人情報保護条例第39条第1項」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第13条第1項」に改め、同条第3号中「熊本県情報公開条例第22条第1項の熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。
別表第26の11中「、第625号の9」を削る。
(熊本県収入証紙条例の一部改正)
- 8 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第564号の44中「情報公開審査会資料等交付手数料」を「情報公開・個人情報保護審議会資料等交付手数料」に改め、同項第564号の45を次のように改める。
564の45 削除

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
熊本県住民基本台帳法施行条例(平成14年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表第1中5の項を8の項とし、4の項を6の項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 市町村長又は教育委員会	市町村の条例による学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
---------------	---

別表第1中3の項を5の項とし、2の項を3の項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 市町村長	市町村の条例による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第1中1の項の次に次の1項を加える。

2 市町村長	市町村の条例による公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項に規定する公営住宅の家賃の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第2中21の項を22の項とし、14の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次の1項を加える。

14 熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）による同条例第10条第1項の使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

附 則
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例
熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。
第5条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条中「自動車取得税の」を「自動車税の環境性能割（以下「環境性能割」という。）の」に、「受けた者に対しては、その者が」を「受けたものが」に、「の取得に対して」を「に対して」に、「自動車取得税については」を「環境性能割について」に改める。
第6条の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条各号列記以外の部分中「、自動車税」の次に「の種別割（以下「種別割」という。）」を加え、「受けた者」を「受けたもの」に、「自動車税について」を「種別割について」に、「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条第1号中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2号中「自動車税額」を「種別割額」に改める。
第7条中「自動車取得税及び」を削る。

附則に次の1項を加える。

3 平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3年以内」とあるのは、「平成33年3月31日まで」とする。

附 則
(施行期日)

1 この条例中附則に1項を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、同条の改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に取得された代替自動車に対して課する環境性能割の免除について適用する。

3 一部施行日以前の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の免除については、なお従前の例による。

4 改正後の第6条の規定は、一部施行日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の種別割及び平成32年度以後の年度分の種別割の減免について適用し、一部施行日以前に納税義務が発生した者に課する平成31年度分までの自動車税の減免については、なお従前の例による。

熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第12号

熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

ては、種別割を課さない。
第100条の次に次の7条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第100条の2 環境性能割の課税標準は、通常の取得価額(法第156条に規定する通常の取得価額をいう。第100条の8第4項において同じ。)とする。

(環境性能割の税率)

第100条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車)をいう。次項第1号において同じ。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準(法第149条第1項第4号イ(1)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)が平成32年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。)以上であること。

イ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ロ(3)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第3項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車(法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車をいう。次項第2号において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第5項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準(法第149条第1項第5号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準(法第149条第1項第5号ニ(1)に規定する平成28年輕油重量車基準をいう。次項第2号ウ(ア)において同じ。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の

- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの(ア)平成21年軽油重量車基準(法第149条第1項第5号ホ(1)に規定する平成21年軽油重量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)(イ)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。(ウ)エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの(ア)平成21年軽油重量車基準に適合すること。(イ)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- 2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車
 - ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第10項に規定するもの(ア)平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。(イ)窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。(ウ)エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第11項に規定するもの(ア)平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。(イ)窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。(ウ)エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第12項に規定するもの(ア)平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。(イ)窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。(ウ)エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - (2) 次に掲げる軽油自動車
 - ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第13項に規定するもの(ア)平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。(イ)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。(ウ)エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第14項に規定するもの(ア)平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。(イ)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第15項に規定するもの(ア)平成28年軽油重量車基準に適合すること。(イ)エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第16項に規定するもの(ア)平成21年軽油重量車基準に適合すること。(イ)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。(ウ)エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第17項に規定するもの(ア)平成21年軽油重量車基準に適合すること。

- (イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。
- 3 法第 149 条第 1 項及び前 2 項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100 分の 3 とする。
- 4 第 1 項（第 1 号ア及びイに係る部分に限る。）及び第 2 項（第 1 号アに係る部分に限る。）の規定は、平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第 149 条第 2 項に規定する平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 項 第 1 号 ア(ウ)	平成 32 年度基準エネルギー消費効率（法第 149 条第 1 項第 4 号イ(3)に規定する平成 32 年度基準エネルギー消費効率をいう。）	法第 149 条第 2 項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成 22 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第 1 号ア(ウ)において「平成 22 年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 150 を乗じて得た数値
第 1 項 第 1 号 イ(ウ)	平成 27 年度基準エネルギー消費効率（法第 149 条第 1 項第 4 号ロ(3)に規定する平成 27 年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に 100 分の 115	平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 144
第 2 項 第 1 号 ア(ウ)	平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110	平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 138

- (環境性能割の徴収の方法)
- 第 100 条の 4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。
- (環境性能割の申告納付)
- 第 100 条の 5 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第 16 号の 43 様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を自動車税事務所長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第 13 条第 1 項の規定による移転登録（以下この号、次条第 5 項及び第 106 条において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けたとき又は、当該移転登録を受けた日から 15 日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- (3) 前 2 号に掲げる自動車以外の自動車 で、道路運送車両法第 67 条第 1 項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から 15 日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
- (4) 前 3 号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から 15 日を経過する日
- 2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第 16 号の 43 様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を自動車税事務所長に提出しなければならない。
- (環境性能割の納付の方法)
- 第 100 条の 6 環境性能割の納税義務者は、前条第 1 項又は法第 161 条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第 170 条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、同項の申告書又は法第 161 条第 2 項に規定する修正申告書に知事が指定した熊本県税証紙代金収納計器（以下この条及び第 105 条において「収納計器」という。）により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。）に相当する金額の収納印（規則で定める形式の印影をいう。以下この条及び第 105 条第 4 項において同じ。）の表示を受ける方法により払い込むことができる。ただし、知事がやむを得ないと認められた場合は、当該環境性能割額に相当する現金を納付した後、納税済印（規則で定める形式の印影をいう。第 105 条第 4 項ただし書において同じ。）の押印を受ける方法により払い込むことができる。
- 2 知事は、前項の規定により収納計器を指定し、又は取扱人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。これらの指定を取り消したときも、同様とする。
- 3 第 1 項の収納印で著しく汚染し、又は毀損したものは、無効とする。

- 1 この条例中別表の改正規定及び次項の規定は平成31年4月1日から、第5条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条第2項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例
熊本県家畜保健衛生所条例（昭和25年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に應ずる点数等を定める件（昭和30年農林省告示第778号）のB種によりそれぞれ算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）」を「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項の診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に應じて農林水産大臣が定める点数に、同項の農林水産大臣が定める1点の価額を乗じて得た額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例
第1条 熊本県立農業大学校条例（昭和57年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条を第11条とし、第4条の次に次の6条を加える。

(使用の許可)

第5条 大学校の施設及び設備のうち、別表に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
(使用の許可の基準)

第6条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 大学校における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 大学校の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他使用させることが大学校の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第7条 知事は、第5条第1項の許可を受けた者（次条第1項において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、当該許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料（以下この条及び次条において「使用料」という。）は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により大学校の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。
 附則の次に次の別表を加える。
 別表(第5条、第8条関係)

区分	金額	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
研修交流館会議室1及び会議室2	11,750円	15,670円
研修交流館会議室1	6,850円	9,140円
研修交流館会議室2	4,900円	6,530円
研修交流館宿泊室	1人1泊につき 1,580円	
研修交流館シャワー	1人1回につき 100円	

第2条 熊本県立農業大学校条例の一部を次のように改正する。
 別表研修交流館会議室1及び会議室2の項中「11,750円」を「11,970円」に、「15,670円」を「15,960円」に改め、同表研修交流館会議室1の項中「6,850円」を「6,980円」に、「9,140円」を「9,310円」に改め、同表研修交流館会議室2の項中「4,900円」を「4,990円」に、「6,530円」を「6,650円」に改め、同表研修交流館宿泊室の項中「1,580円」を「1,610円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 第2条の規定による改正後の熊本県立農業大学校条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、一部施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 新条例の使用料については、一部施行日前においても、新条例の使用料に関する規定の例により、新条例に定める額を徴収することができる。

熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第20号

熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例

熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例(昭和55年熊本県条例第9号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県林業研究指導所条例及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第21号

熊本県林業研究指導所条例及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例

(熊本県林業研究指導所条例の一部改正)

第1条 熊本県林業研究指導所条例(昭和36年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県林業研究・研修センター条例

第1条中「及び指導」を「、指導及び研修」に、「行なう」を「行う」に、「熊本県林業研究指導所」を「熊本県林業研究・研修センター」に、「研究指導所」を「センター」に改める。

第2条中「研究指導所」を「センター」に改める。

第4条第1項中「研究指導所」を「センター」に改め、同条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県手数料条例の一部改正)

第2条 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第652号中「熊本県林業研究指導所」を「熊本県林業研究・研修センター」に、
 「林業研究指導所試験手数料」を「林業研究・研修センター試験手数料」に改め、
 同号ア中「510円」を「520円」に、「2,270円」を「2,310円」に改め、
 同号イ中「930円」を「950円」に、「2,270円」を「2,310円」に改め、
 同号ウ中「2,160円」を「2,200円」に、「71,060円」を「72,380円」に改め、
 同項第653号中「熊本県林業研究指導所」を「熊本県林業研究・研修センター」に、
 「林業研究指導所成績書複本又は証明書交付手数料」を「林業研究・研修センター成績書複本又は証明書交付手数料」に、「430円」を「440円」に改める。

附 則
 （施行期日）

- この条例のうち、第1条中熊本県林業研究指導所条例題名の改正規定、同条例第1条、第2条及び第4条第1項の改正規定並びに第2条中熊本県手数料条例第2条第1項第652号の改正規定（同号アからウまでの改正規定を除く。）及び同項第653号の改正規定（「430円」を「440円」に改める部分を除く。）は平成31年4月1日から、その他の規定は平成31年10月1日から施行する。
 （経過措置）
- 第1条の規定（熊本県林業研究指導所条例第4条第2項の改正規定に限る。）による改正後の熊本県林業研究・研修センター条例第4条第2項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第2条の規定（熊本県手数料条例第2条第1項第652号の改正規定（同号アからウまでの改正規定に限る。）及び同項第653号の改正規定（「430円」を「440円」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項第652号及び第653号の規定は、同項第652号の改正規定（同号アからウまでの改正規定に限る。）及び同項第653号の改正規定（「430円」を「440円」に改める部分に限る。）の施行の日以後に行われる申込み又は請求に対する材質試験等又は成績書複本等の交付に係る手数料について適用し、同日前に行われる申込み又は請求に対する材質試験等又は成績書複本等の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第22号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例（平成30年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。
 第5条中「熊本市」を「上益城郡益城町」に改める。
 附 則
 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第23号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
 第1条 熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表に次のように加える。

万日山緑地公園	1平方メートル	1月につき	10円
---------	---------	-------	-----

別表第2の6の表中夜間照明の部に次のように加える。

補助灯	1時間につき	2,160円
-----	--------	--------

別表第2の6の表大型映像装置の項中「大型映像装置」を「大型映像装置A」に改め、同項の次に次のように加える。

大型映像装置B	一式1時間につき	4,540円
---------	----------	--------

別表第2の6の表小放送室の項の次に次のように加える。

更衣室A	1室1時間につき	650円
更衣室B	1室1時間につき	650円
ドーピング検査室	1室1時間につき	320円
控室A	1室1時間につき	110円
控室B	1室1時間につき	110円

別表第4の1の表中	「テニスコート	1面1時間につき	
	「テニスコート	テニスコートA	1面1時間につき
		テニスコートB	1面1時間につき

を

230円	に改める。
490円	

第2条 熊本県都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中「2, 420円」を「2, 460円」に、「710円」を「720円」に、「920円」を「940円」に、「2, 310円」を「2, 350円」に、「620円」を「630円」に、「630円」を「640円」に、「2, 000円」を「2, 040円」に、「2, 330円」を「2, 370円」に、「1, 110円」を「1, 130円」に、「1, 780円」を「1, 810円」に、「1, 190円」を「1, 210円」に、「2, 100円」を「2, 140円」に、「1, 410円」を「1, 440円」に改める。

別表第1の3の表興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）の項中「35円」を「36円」に改める。

別表第1の4の表中「9, 770円」を「9, 950円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に改める。

別表第2の1の表中「880円」を「900円」に、「770円」を「780円」に、「1, 100円」を「1, 120円」に、「490円」を「500円」に、「610円」を「620円」に、「270円」を「280円」に、「440円」を「450円」に、「1, 210円」を「1, 230円」に、「1, 820円」を「1, 850円」に、「460円」を「470円」に、「2, 740円」を「2, 790円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「430円」を「440円」に改める。

別表第2の2の表中「133, 240円」を「135, 710円」に、「870円」を「890円」に、「1, 640円」を「1, 670円」に、「1, 320円」を「1, 340円」に、「2, 450円」を「2, 500円」に、「10, 240円」を「10, 430円」に、「2, 570円」を「2, 620円」に、「399, 720円」を「407, 120円」に、「30, 740円」を「31, 310円」に、「7, 690円」を「7, 830円」に、「12, 830円」を「13, 070円」に、「9, 930円」を「10, 110円」に、「390円」を「400円」に改める。

別表第2の3の表中「133, 390円」を「135, 860円」に、「10, 270円」を「10, 460円」に、「5, 130円」を「5, 230円」に、「330円」を「340円」に、「400, 150円」を「407, 560円」に、「30, 790円」を「31, 360円」に、「15, 390円」を「15, 680円」に改める。

別表第2の4の表中「1, 080円」を「1, 100円」に、「330円」を「340円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「1, 390円」を「1, 420円」に、「440円」を「450円」に、「280円」を「290円」に、「700円」を「710円」に改める。

別表第2の5の表中「1, 650円」を「1, 680円」に、「6, 590円」を「6, 710円」に、「4, 480円」を「4, 560円」に、「1, 300円」を「1, 320円」に、「380円」を「390円」に、「700円」を「710円」に、「480円」を「490円」に改める。

別表第2の6の表中「5, 180円」を「5, 280円」に、「8, 640円」を「8, 800円」に、「15, 450円」を「15, 740円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「7, 440円」を「7, 580円」に、「4, 540円」を「4, 620円」に、「1, 630円」を「1, 660円」に、「1, 030円」を「1, 050円」に、「2, 210円」を「2, 250円」に、「550円」を「560円」に、「430円」を「440円」に、「600円」を「610円」に、「480円」を「490円」に、「380円」を「390円」に、「920円」を「940円」に、「650円」を「660円」に、「320円」を「330円」に改める。

別表第3の1の表中「22, 800円」を「23, 220円」に、「3, 880円」を「3, 950円」に、「4, 650円」を「4, 740円」に、「4, 980円」を「5, 070円」に、「5, 760円」を「5, 870円」に、「1, 540円」を「1, 570円」に、「1, 770円」を「1, 800円」に、「66, 430円」を「67, 660円」に、「8, 870円」を「9, 030円」に、「28, 650円」を「29, 180円」に、「2, 200円」を「2, 240円」に、「870円」を「890円」に、「86, 060円」を「87, 650円」に、「6, 620円」を「6, 740円」に、「2, 640円」を「2, 690円」に、「660円」を「670円」に改める。

別表第3の2の表中「560円」を「570円」に、「1, 440円」を「1, 470円」に、「2, 880円」を「2, 930円」に、「440円」を「450円」に改

める。
別表第3の3の表中「324,000円」を「330,000円」に、「78,840円」を「80,300円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「18,360円」を「18,700円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「9,720円」を「9,900円」に改める。

別表第3の4の表中「430円」を「440円」に、「330円」を「340円」に改める。

別表第4の1の表中「490円」を「500円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「430円」を「440円」に改める。

別表第4の2の表中「24,210円」を「24,660円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「870円」を「890円」に、「72,860円」を「74,210円」に、「6,620円」を「6,740円」に、「2,640円」を「2,690円」に改める。

別表第4の3の表中「330円」を「340円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「1,410円」を「1,440円」に改める。

別表第4の4の表中「560円」を「570円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「700円」を「710円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条及び次項の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の熊本県都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の2の表から別表第1の4の表まで、別表第2の1の表から別表第2の6の表まで及び別表第3の1の表から別表第4の4の表までの規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「第3号施行日」という。）以後の管理、占用又は使用に係る使用料について適用し、第3号施行日前の管理、占用又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例の使用料については、第3号施行日前においても、新条例の使用料に関する規定の例により、新条例に定める額を徴収することができる。

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第24号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

熊本県建築基準条例（昭和46年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。
第3条ただし書中「平家建ての建築物で延べ面積が50平方メートル以内のものについて」を「建築物の敷地又は建築物に防蟻上有効な措置が講じられていると認められる場合」に改める。

第15条中「次条において同じ。」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第28条の見出し中「仮設興行場等」の次に「、興行場等及び特別興行場等」を加え、同条中「仮設興行場等」の次に「、法第87条の3第5項に規定する興行場等並びに同条第6項に規定する特別興行場等」を加える。

第29条第1項中「第16条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1級の項中「講師、」を削り、「実習助手又は寄宿舍指導員」を「講師（

任用の期限を付さない者を除く。)、寄宿舎指導員又は実習助手」に改め、同表2級の項中「主任実習助手又は主任寄宿舎指導員」を「講師(任用の期限を付さない者に限る。)、主任寄宿舎指導員又は主任実習助手」に改める。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1級の項中「講師、助教諭又は」を「助教諭、」に改め、「養護助教諭」の次に「又は講師(任用の期限を付さない者を除く。)」を加え、同表2級の項中「又は栄養教諭」を「、栄養教諭又は講師(任用の期限を付さない者に限る。)」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第26号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員別」を「職員ごと」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 航海士、機関士、甲板長、甲板員及び機関員 1. 4

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第27号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第26号作業の項中「皇太子、皇太子妃、文仁親王」を「上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃」に改める。

附 則

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)が同法附則第2条の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。